第十八条の十二第六項第一号中「又は」を「若しくは」に改め、「した個人」の下に「又は同条第五項に規定する特定通知等（次号において「特定通知等」という。）に係る個人」を加え、同項第二号中「又は送信」を「若しくは送信又は特定通知等」に改め、「の送信」の下に「若しくは当該特定通知等」を加え、同条に次の一項を加える。

8　施行令第二十五条の十の三第五項に規定する財務省令で定める通知又は提供は、預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律施行規則（令和六年内閣府、財務省、厚生労働省、デジタル庁、農林水産省、経済産業省令第一号）第二十六条第一号に掲げる業務による同号に規定する通知又は同条第四号に掲げる業務による同号に規定する情報の提供とする。

第十八条の十三の五第三項中「契約締結時交付書面」を「契約締結時等交付書面」に、「第九十八条第一項第三号イ」を「第九十八条第三号イ」に改める。

第十八条の十四の二第六項第四号中「第二十三号」を「第二十四号」に改める。

第十八条の十五第五項第四号イ中「第八項第一号ハ」を「第八項第一号ハ並びに第九項第二号ハ及びニ」に、「以下この条」を「第九項第二号ロ及びニ並びに第十九項第二号を除き、以下この条」に改め、同号ロ中「ロ及び第八項第一号ニ」を「ロ並びに第八項第一号ニ及び第九項第二号ホ」に改め、同条第八項第一号イ中「第十項に」を「第十六項に」に改め、同号イ(3)中「第二十五条の十二第八項」を「第二十五条の十二第十一項」に、「第十項第一号」を「第十六項第一号」に改め、同号ハ(3)及びニ(3)中「第十項第二号」を「第十六項第二号」に改め、同項第六号中「以下この号、次項及び第十一項」を「次項第二号ロ及びニを除き、以下この条」に、「同条第二項第一号」を「施行令第二十五条の十二第二項第一号」に、「同条第七項」を「同条第十項」に、「イ又はロに定める金額の計算に関する明細の記載があるものに限るものとし、同条第八項」を「イ(1)又はロ(1)に掲げる金額の計算に関する明細の記載があるものに限るものとし、同条第十一項」に改め、同条第十三項中「第二十五条の十二第十項」を「第二十五条の十二第十五項」に、「、当該譲渡又は贈与をした株式の数及びその年月日その他の」を「及び当該特定中小会社の同項に規定する特定株式の払込みによる取得の時（当該取得の時が二以上ある場合には、最初の取得の時）以後の当該株式の譲渡又は贈与に係るその譲渡又は贈与ごとの次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

一　当該譲渡又は贈与をした年月日

二　当該譲渡又は贈与をした株式の数及び当該譲渡又は贈与の直後において有する株式の数

三　当該譲渡が前項各号（第八号及び第九号を除く。）に掲げる譲渡に該当する場合には、当該各号に該当する旨

四　その他参考となるべき事項

第十八条の十五第十三項を同条第二十項とし、同条第十二項を削り、同条第十一項中「第二十五条の十二第八項に規定する」を「第二十五条の十二第十一項に規定する適用を受けた金額として」に改め、同項を同条第十七項とし、同項の次に次の二項を加える。

18　施行令第二十五条の十二第十一項に規定する還付の請求の基礎となつた特定株式控除未済額として財務省令で定める金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一　その年中に取得をした特例控除対象特定株式の取得に要した金額の合計額につき法第三十七条の十三第十一項の規定による所得税の還付を受けた場合（次号に掲げる場合に該当する場合を除く。）　当該還付の請求の基礎となつた特定株式控除未済額

二　その年中に取得をした控除対象特定株式及び特例控除対象特定株式の取得に要した金額の合計額につき法第三十七条の十三第十一項の規定による所得税の還付を受けた場合　当該還付の請求の基礎となつた特定株式控除未済額に、当該特定株式控除未済額に係る当該控除対象特定株式（同条第一項第一号又は第二号に定める特定株式に係るものに限る。）の取得に要した金額と当該特定株式控除未済額に係る当該特例控除対象特定株式の取得に要した金額との合計額のうちに占める当該特例控除対象特定株式の取得に要した金額の割合を乗じて計算した金額

19　施行令第二十五条の十二第十二項に規定する財務省令で定める譲渡は、次に掲げる特例適用控除対象特定株式（同項に規定する特例適用控除対象特定株式をいう。以下この項において同じ。）の譲渡（法第三十七条の十一の二第二項に規定する譲渡をいう。以下この項において同じ。）とする。

一　当該特例適用控除対象特定株式に係る法第三十七条の十三の三第一項に規定する上場等の日以後に行う当該特例適用控除対象特定株式の譲渡

二　その年十二月三十一日において、当該特例適用控除対象特定株式を発行した特定中小会社（当該特定中小会社であつた株式会社を含む。以下この項において同じ。）の株式の取得（購入による取得に限る。）により当該特定中小会社の総株主の議決権の百分の五十を超える議決権を有することとなる法人に対する当該特例適用控除対象特定株式の譲渡

三　当該特例適用控除対象特定株式を発行した特定中小会社を法人税法第二条第十一号に規定する被合併法人とする合併による当該特例適用控除対象特定株式の譲渡

四　法第三十七条の十第三項第二号又は第三号に規定する事由による当該特例適用控除対象特定株式の譲渡

五　当該特例適用控除対象特定株式を発行した特定中小会社の行う株式交換又は株式移転による当該特例適用控除対象特定株式の譲渡

六　当該特例適用控除対象特定株式を発行した特定中小会社を会社法第七百七十四条の三第一項第一号に規定する株式交付子会社とする株式交付による当該特例適用控除対象特定株式の譲渡

七　法第三十七条の十三の三第一項の規定により行われたものとみなされる当該特例適用控除対象特定株式の譲渡（当該特例適用控除対象特定株式を発行した特定中小会社について、同項第一号の清算（特別清算に限る。）が結了した場合又は施行令第二十五条の十二の三第三項に規定する破産手続開始の決定を受けた場合における当該譲渡に限る。）

八　所得税法第五十九条第一項の規定により行われたものとみなされる当該特例適用控除対象特定株式の譲渡（同項第一号に規定する相続又は遺贈が生じた場合における当該譲渡に限る。）

九　所得税法第六十条の三第一項の規定により行われたものとみなされる当該特例適用控除対象特定株式の譲渡（同項に規定する相続又は遺贈により同項に規定する非居住者に移転した場合における当該譲渡に限る。）

第十八条の十五第十項中「第二十五条の十二第十一項」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第九項中「第二十五条の十二第七項第二号イ」を「第二十五条の十二第七項第二号イ(1)」に改め、同項第一号中「第二十五条の十二第七項」を「第二十五条の十二第十項」に、「次号及び第十一項第二号」を「以下この条」に改め、同項を同条第十四項とし、同項の次に次の一項を加える。

15　施行令第二十五条の十二第十項第二号イ(2)に規定する財務省令で定める金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

一　その年中に取得をした控除対象特定株式の取得に要した金額の合計額につき法第三十七条の十三第十一項の規定による所得税の還付を受けた場合（次号に掲げる場合に該当する場合を除く。）　当該還付の請求の基礎となつた特定株式控除未済額